

令和 6 年11月定例会
商工建設常任委員会会議録
令和 6 年12月 4 日～ 5 日

場 所 第 5 委員会室

令和6年12月4日(水曜日)

午前9時57分開会

委	員	安	田	厚	生
委	員	本	田	利	弘
委	員	松	本	哲	也
委	員	渡	辺	正	剛

会議に付託された議案等

欠席委員(なし)

○議案第1号 令和6年度宮崎県一般会計補正
予算(第7号)

委員外議員(なし)

○議案第2号 令和6年度宮崎県えびの高原ス
ポーツレクリエーション施設特
別会計補正予算(第2号)

説明のため出席した者

労働委員会事務局

労働委員会事務局長 日 高 正 勝

○議案第4号 使用料及び手数料徴収条例の一
部を改正する条例

調整審査課長 山 本 宣 博

○議案第10号 工事請負契約の締結について

商工観光労働部

○議案第15号 民事訴訟事件の和解について

商工観光労働部長 川 北 正 文

○議案第16号 訴えの提起について

商工観光労働部次長 柏 田 学

○議案第17号 公の施設の指定管理者の指定に
ついて

企業立地推進局長兼
企業立地課長 児 玉 洋 一

○議案第23号 令和6年度宮崎県一般会計補正
予算(第8号)

観光経済交流局長 佐 野 晃 浩
部参事兼商工政策課長 塩 田 康 一

○議案第25号 令和6年度宮崎県公共用地取得
事業特別会計補正予算(第1号)

経営金融支援室長 酒 匂 晋 也
企業振興課長 鍋 島 宏 三

○報告事項

食品・メテイカル産業推進室長 井 上 裕 二

・損害賠償額を定めたことについて

雇用労働政策課長 湯 浅 聡

○その他報告事項

観光推進課長 北 蘭 武 彦

・経営力強化を図る融資メニューの追加につ
いて

スポーツランド推進課長 渡 邊 陽 生

・県営住宅の再整備(PFI手法の導入)につ
いて

国際・経済交流課長 児 玉 利 文

○閉会中の継続審査について

工業技術センター所長 福 山 旭

食品開発センター所長 平 川 良 子

県立産業技術専門校長 大 衛 正 直

出席委員(8人)

県土整備部

委 員 長 山 下 寿

県土整備部長 桑 畑 正 仁

副 委 員 長 今 村 光 雄

県土整備部次長
(総括) 井 上 大 輔

委 員 外 山 衛

県土整備部次長
(道路・河川・港湾担当) 松 山 英 雄

委 員 日 高 陽 一

県土整備部次長
(都市計画・建築担当)

中原 学

高速道対策局長

栗山 健作

管理課長

鬼塚 保行

用地対策課長

前村 敦子

技術企画課長

植村 幸治

工事検査課長

児玉 広文

道路建設課長

田中 智也

道路保全課長

椎葉 倫男

河川課長

和田 安生

ダム対策監

山下 修

砂防課長

小倉 浩嗣

港湾課長

岩切 靖考

空港・ポート
セールス対策監

岡部 章

都市計画課長

松田 豪紀

美しい宮崎づくり
推進室長

村岡 昭彦

建築住宅課長

松田 真二

営繕課長

下温湯 盛久

設備室長

久保田 昌信

高速道対策局次長

岩切 道雄

事務局職員出席者

議事課主査

岩下 恵美

総務課主任主事

徳永 采香

○山下委員長 それでは、ただいまから商工建設常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてであります。

日程案につきましては、お手元に配付のとおりであります。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前9時58分休憩

午前9時59分再開

○山下委員長 委員会を再開いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案等について、労働委員会事務局長の概要説明をお願いいたします。

○日高労働委員会事務局長 令和6年度11月補正予算につきまして、座って説明をさせていただきます。

「歳出予算説明資料（議案第23号）」の205ページを御覧ください。

表の左から3列目の補正額の欄でございますが、177万2,000円の増額をお願いしております。

この結果、補正後の予算額は、表の右から3列目の補正後の額の欄になりますけれども、1億806万1,000円となります。

次に、207ページを御覧ください。

今回お願いしております補正は、(事項)職員費になりますが、これは、人事委員会勧告に基づく職員の給与改定に伴う人件費の増額補正でございます。

主な補正の内容といたしましては、給料等の月例給が2.81%の引上げ、特別給である勤勉手当が0.1月分の引上げとなっております。

○山下委員長 執行部の説明が終了しました。

議案等について質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、その他で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、以上をもって労働委員会事務局を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時1分休憩

午前10時3分再開

○山下委員長 委員会を再開いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案等について、商工観光労働部長の概要説明を求めます。

○川北商工観光労働部長 説明に入ります前に、1点御礼を申し上げます。

去る11月14日から18日にかけて、このたび、友好交流協定を締結することとなります台湾の台中市などを佐藤副知事らが訪問してまいりました。

県議会からは、宮崎県議会日台友好議員連盟の丸山会長にも御参加をいただきました。誠にありがとうございました。

台中市におきましては、今後の交流促進に向けた意見交換、そして、現地の民間団体による友好イベント等が開催をされまして、大変有意義な訪問となったところでございます。

また、来週でございますが、現地で行われます台中市との友好交流協定締結式には、濱砂議長、山下委員長にも御参加をいただく予定となっております。

県といたしましては、今後とも、既に協定を締結しております新竹県、桃園市を含め、台湾との交流促進、そして、本県の魅力発信に努めてまいりますので、県議会の皆様におかれましても、引き続き、御協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、本委員会で御審議をいただきます商工観光労働部所管の議案等につきまして、概要を御説明させていただきます。

商工建設常任委員会資料の2ページの目次をお願いいたします。

まず、1の予算議案でございます。

議案第1号「令和6年度宮崎県一般会計補正予算(第7号)」では、企業立地の促進を図るための経費や、来年10月に本県での開催が決まった「ツール・ド・九州2025」大会の準備等に要する経費について、予算を計上するものであります。

議案第23号「令和6年度宮崎県一般会計補正予算(第8号)」は、昨日、追加議案として提案されたものになりますが、人事委員会勧告等に基づく給与改定により増加する職員の人件費について予算を計上するものであります。

議案第2号「令和6年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計補正予算(第2号)」では、アイススケート場の倉庫増築工事に係る予算の繰越しを計上するものであります。

次に、2、特別議案であります。

議案第4号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」は、旅券法施行令の改正に伴う一般旅券発給手数料の改正を行うものであります。

最後に、3、その他報告事項であります。経営力強化を図る融資メニューの追加について御報告をさせていただきます。

それでは、3ページをお願いいたします。

商工観光労働部の補正予算額について、表にまとめたものであります。

一般会計の補正額は、表の2段目、一般会計の行、左から3列目の補正額の計の欄にありますとおり、議案第1号、議案第23号を合わせまして、1億5,430万6,000円の増額でございます。

この結果、商工観光労働部全体の補正額は、表の1段目、商工観光労働部の行、左から3列目の欄にありますとおり、先ほどと同額の1

億5,430万6,000円の増額となり、補正前の額498億5,545万1,000円に今回の補正額を足した補正後の額は、500億975万7,000円となります。

なお、議案及び報告事項の詳細につきまして、この後、担当課長、担当室長から説明をさせていただきます。

○山下委員長 次に、議案についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後にお願いをいたします。

○塩田商工政策課長 常任委員会資料の4ページを御覧ください。

議案第23号「令和6年度宮崎県一般会計補正予算(第8号)」、給与改定に伴う職員の人件費につきまして、商工観光労働部全体を一括して御説明いたします。

まず、今回の人事院勧告等に基づく職員の給与改定の概要についてであります。常勤職員の月例給につきましては、人事院勧告に準じまして、若年層に特に重点を置きつつ、おおむね30歳代後半までの職員にも重点を置いたものとなっており、平均で2.81%引き上げられますとともに、勤勉手当の支給月数につきましては、0.1月分の引上げとなります。また、併せて会計年度任用職員の報酬等も改定されることとなります。

この結果、会計年度任用職員を含みます商工観光労働部職員の人件費に係る補正額は、御覧の表、一番下の計の行、右から2列目の補正額の欄のとおり、7,375万4,000円の増額でございます。

補正予算案のうち、給与改定に伴う職員の人件費についての説明は以上であります。

○児玉企業立地推進局長 当課の11月補正予算について、御説明いたします。

常任委員会資料11ページを御覧ください。

当課の補正額は、表の左から3列目、補正額の欄のとおり、7,727万円の増額をお願いしております。

その結果、右から3列目、補正後の額は10億923万4,000円となります。

補正の内容につきましては、次の12ページをお願いいたします。

表の左から3列目の(事項)立地企業フォローアップ対策費の7,727万円の増額で、説明及び事業名欄のとおり、立地企業の県内定着及び県内での事業拡大や新たな企業立地の促進を図るために、企業立地促進補助金により立地企業を支援しているところでございますが、この補助金の所要見込額の増に伴う補正でございます。

○渡邊スポーツランド推進課長 商工建設常任委員会資料の17ページをお開きください。

当課の補正予算額は、表の左から3列目、補正額の欄にありますとおり、一般会計で、328万2,000円の増額補正をお願いしております。

この結果、補正後の一般会計予算額は、右から3列目、補正後の額の欄にあります7億1,576万2,000円となります。

補正の内容については、次の18ページを御覧ください。

(事項)スポーツランドみやざき推進事業費の説明及び事業名欄の新規事業1「ツール・ド・九州開催事業」328万2,000円であります。

事業の詳細につきまして御説明いたします。

次の19ページをお開きください。

まず、事業の目的であります。このツール・ド・九州は、九州地方知事会と九州経済連合会などが一体となり、九州全体でのサイクルツーリズムの推進などを図るために開催する国際自転車ロードレースであり、本県において、2025

大会の開催が決定したことを受けて、今年度、コース設計など大会開催に向けた準備を実施するものであります。

次に、事業の概要ですが、右上の2025大会開催日程を御覧いただきますと、長崎県佐世保市内を周回するクリテリウムから始まり、福岡ステージ、熊本阿蘇ステージと続きまして、最終日が宮崎・大分ステージとなります。

コース等の詳細につきましては、これから調整することとなりますが、延岡市をスタートし、大分県佐伯市をゴールとする予定にしております。

事業費についてですが、(1)の①にありますとおり、開催県で組織するツール・ド・九州の実行委員会への開催準備負担金が300万円などとなっており、米印にありますとおり、2025大会開催に係る経費につきましては、令和7年度当初予算にてお願いしたいと考えております。

最後に、(3)の成果指標であります、SNSでの国内外への情報発信等により、本県のサイクルツーリズムの推進を図るとともに、大会開催による観客の宿泊等による経済効果を約5億円と見込んでおります。

○北園観光推進課長 当課からは、議案第2号「令和6年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計補正予算(第2号)」の繰越明許について御説明いたします。

商工建設常任委員会資料の22ページを御覧ください。

こちらにつきましては、県営えびの高原スポーツレクリエーション施設整備事業として、アイススケート場の倉庫兼製氷車収納庫を建築するための経費を当初予算で計上しておりましたが、関係機関と調整した結果、工事に要する日数等を考慮し、アイススケート場の運営に支障

がないよう、シーズン終了後から着工することとなりまして、工事期間が令和7年度まで及ぶことから、繰越しをお願いするものであります。

○児玉国際・経済交流課長 資料の23ページ、「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」について説明をいたします。

1の改正理由につきましては、旅券法施行令の一部改正によりまして、国が定める都道府県分の旅券発給手数料の標準額が改定されたため、条例を改正するものでございます。

2の改正内容につきましては、現在、旅券の有効期間の残りが1年未満となった場合に行う切替申請では、オンライン申請を受け付けておりますが、施行日以降は、全ての都道府県におきまして、新規に旅券を申請する場合にもオンライン申請が開始される予定となっております。

これに伴い、国では、旅券発給に係る経費等を調査し、旅券1件当たりの経費を算出しまして、表にありますとおり、これまで書面申請とオンライン申請で同額の2,000円であった手数料を改定し、書面申請を2,300円、窓口での受付事務が不要となるオンライン申請を1,900円とするものであります。

3の施行期日は、旅券法施行令の一部改正と同じ、令和7年3月24日となっております。

○山下委員長 執行部の説明が終了しました。

議案について質疑はありませんでしょうか。

○安田委員 資料12ページの企業立地についてお伺いします。

こちらの増額は、企業が来る見込みがあるので増えたということによろしいですか。

○児玉企業立地推進局長 企業立地補助金は、実際企業に来ていただきまして、こちらの認定をします。その後に、いろいろな施設整備です

とか、従業員を雇用して操業を開始されるわけですが、その時点で補助金の申請が出てきます。だから、過去に立地を認定した企業——厳密に言うと、6年前から申請ができるようになるんですけれども、そういった企業が交付を申請される件数が、当初の見込みよりも8件多く、当初こちらが見込んでいた金額よりも多いことが分かりましたので、今回の補正をお願いしたところでございます。

○安田委員 ありがとうございます。

○本田委員 資料19ページの「ツール・ド・九州開催事業」について伺いたいと思います。

2023年から開催されているかと思えますけれども、2023年の予定では、2025年は九州全部を巻き込んだ形で開催予定ということも記載されていたわけなんですけど、今回、九州全域ではなく九州北部の県が中心となっています。開催予定地が九州全域ではなくなった議論の経過を御存じであれば教えていただきたいと思います。

○渡邊スポーツランド推進課長 2025大会は、記載のとおり、長崎県、福岡県、熊本県、宮崎県、大分県となっているんですが、あと、これに鹿児島県、佐賀県があるわけなんですけれども、鹿児島県、佐賀県、いずれにつきましても検討しているということは聞いていますが、実際、開催に至るかどうかなというのは今のところ把握できていないところです。

○本田委員 ありがとうございます。

今回、開催日数が4日間ということなんですけれども、開催県が増えれば、日数を増やしていくことも実行委員会のほうで決められる話なんじゃないかな。

○渡邊スポーツランド推進課長 こちらのほうで把握している限りでは、4～5日の範囲ということで聞いておりますので、今後、参加県が

増えました場合は検討されることになるのかもしれない。

○本田委員 ありがとうございます。

少し違う視点からなんですけれども、これから実行委員会組織等をつくられることになると思うんです。宮崎県の自転車競技連盟の皆さんは結構頑張っていると思うんですが、そのあたりの参加については、どのようにお考えか教えてください。

○渡邊スポーツランド推進課長 開催するにあたりましては、これからいろいろな競技団体等との協議も必要だと考えております。特に、この自転車に関するツーリズムを推進していく上で、自転車の競技別の誘致部会等もつくる予定でございます。

こういったことも含めまして、今後、ツーリズムを推進していきたいと考えております。

○本田委員 ありがとうございます。

国スポ・障スポの開催を間近にしている、自転車競技に関しては、やっぱり強化をしていくスポーツだと思いますので、そういった団体を巻き込んでいただいて、競技力向上に向けて推進していただくようお願いします。

○渡邊スポーツランド推進課長 御助言いただきましたとおり、こちらのほうでもしっかり検討、協議しながら進めていきたいと思っています。

○外山委員 関連ですけれども、これは、2023年が第1回で、2025年が第2回になるんですか。

○渡邊スポーツランド推進課長 第3回になります。今年行った2024が第2回ということになります。

○外山委員 今年やったんですね。すみません。あと、今さらだけでも、タイムを競うんですよね、個人ですか、チームですか。ツール・ド・フランスはチームで走るじゃないですか。こ

ちらはどうなっていますか。

○渡邊スポーツランド推進課長 様々な賞が準備されていて、チームでの優勝もありますし、ポイントごとのタイムを競うものもございますし、あと、そのステージごとの優勝ですとか、総合優勝ですとか、様々な賞が準備されております。

○外山委員 つまりエントリーの仕方によって、レースの形態が変わるわけですね。

○渡邊スポーツランド推進課長 毎回、賞的には変わらないはずなんですけれども、一応、様々な賞が準備されているようです。

○外山委員 これまで開催した2回は、何人ぐらい参加したんですか。

○渡邊スポーツランド推進課長 今年10月に開催された大会では、国外からのチームも含めまして17チーム、選手が99名でした。その中には、ツール・ド・フランスに参加するようなワールドクラスのチームも参加しております。

○外山委員 この順位というのは、箱根駅伝みたいな感じで、4日間トータルでやるのか、それとも1日ごとに決まるんですか。

○渡邊スポーツランド推進課長 ステージごとに評価されるものもありますし、4日間の総合タイムを競う総合優勝というのもあります。

○外山委員 じゃあ、箱根駅伝みたいなもんですね。

○日高委員 関連ですけれども、海外のチームは、どういったところから来られる感じなんでしょう。

○渡邊スポーツランド推進課長 ワールドクラスのチームにつきましては、カザフスタンチームですとか、アメリカからのチームが参加しております。

あと、その下のチーム——プロチームになる

んですけれども、そちらのほうは、イタリアやフランスからの参加になっております。

○日高委員 鹿児島県議会議員はチームをつくって、ユニホームをつくって、自転車のチームなんかもつくっていらっしゃるんですが、そういうレベルではないということですね。

○渡邊スポーツランド推進課長 参加できるチームは、国際自転車競技連合に登録のあるチームしか参加できないということになっております。

○日高委員 ありがとうございます。ここ数年、いろいろ整備されていて、力を入れていらっしゃると思います。一度、日南市に泊まったときに、隣の部屋の方が女性で、名古屋市から来たと言われていたんですが、空港に自転車を持ってきて、そのまま日南市まで自転車に来て、「もう最高でした」と話をされていたので、宮崎県はポテンシャルが高いのではないかと思います。ぜひ、これをきっかけにいろんな観光としてつくっていただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

○渡邊スポーツランド推進課長 ありがとうございます。

実際、この大会の状況については、解説つきでライブ放送がされるんですけれども、その中で各所、観光地についても紹介等がありますので、そういった観光の推進も図られるのではないかと考えております。

○本田委員 資料23ページの旅券法施行令についてなんですけれども、今、県内のパスポートの所持率は何%なんですか。

○児玉国際・経済交流課長 令和5年12月末ですけれども、8.2%になっております。

○本田委員 そんなに低いんですか。去年かおとし日本の所持率が20%を切ったということ

を聞いていますが、日本のパスポートは最強だという認識があります。190か国以上に行けるんじゃないかと思っていて、そういう中で20%の所持率っていかなものかと思ったんですけれども、宮崎県の所持率が8%と聞いて、今非常に驚いたところでございます。

この条例の手数料の改定に当たってなんですけれども、国における書面申請とオンライン申請の手数料は同じということなんです、宮崎県独自のものとして100円オンライン申請を安くされているという認識でよろしいでしょうか。

○児玉国際・経済交流課長 この旅券手数料につきましては、全国一律の手数料になりますので、各県がこの手数料になります。手数料の算出につきましては、国のほうが全国の経費を調査し、所要時間を調査しまして、1冊当たりの経費を算出しまして出しておりますけれども、オンラインの場合は、受付事務がなくなるということで、その分が軽減されております。

○本田委員 ありがとうございます。所持率が8.2%ということですが、せっかくオンライン申請が100円安くなるということもありますし、特に12月からソウル便も便利になりましたし、台湾線も飛ぶようになりましたので、手数料を改定するだけではなくて、やはり所持率を上げていく動きも併せてやっていただけるといいのではないかなと思います。よろしくお願いいたします。

○児玉国際・経済交流課長 ありがとうございます。

国際化の推進のために、やはりパスポートの取得率を上げるのも大変重要なことだと思っておりますし、また、総合政策部のほうでも、パスポート取得に対する補助もありますので、各部連携して国際化の推進に努めてまいりたいと

考えております。

○山下委員長 ほかにありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○酒匂経営金融支援室長 常任委員会資料の24ページを御覧ください。

経営力強化を図る融資メニューの追加について御説明いたします。

まず、資料の1の概要にありますとおり、原材料価格の高騰などの影響を受けている県内中小企業者の経営力強化を図るために、国の保証制度を活用した「経営力強化貸付」を県制度の融資メニューに追加するものでございます。

内容を下の表で御説明いたします。

一番上、保証区分ですけれども、セーフティネット保証5号と一般保証に分かれてございます。

セーフティネット保証5号の認定には、表の下のほう、米印で記載しておりますけれども、国が、業況が悪化していると指定した業種を営んでおり、かつ、最近3か月間の売上高が前年同期に比べて5%以上減少しているという要件に該当するものがセーフティネット保証5号ということになります。

次に、上から2段目の融資対象者でございます。これは、国の保証制度で定められているものでもあるんですけれども、金融機関等の伴走支援を受けながら、自ら事業計画を策定し計画の実行や進捗の報告を行う中小企業者等が対象となります。

その下、融資限度額、融資期間、融資利率に

つきましては、記載のとおりでございます。

その下、保証料率がセーフティネット保証5号と一般保証で分かれているんですけれども、セーフティネット保証5号の認定を受けた場合には、年0.25%となります。

右側の一般保証の場合は、経営状況に応じて年0.4～1.05%ということでございます。この保証料率につきましては、国、県、あと、信用保証協会の支援によって、汎用的な貸付けと比べて低く設定をしているところでございます。これによりまして、貸付けの利用の促進を図ってまいりたいと考えてございます。

取扱いにつきましては、令和6年12月10日から保証申込みの受付を開始するという予定にしております。

2の予算につきましては、県の融資制度の運用経費として、当初予算で中小企業金融対策費を計上しておりますので、この予算の中で実施をしたいと考えております。

○山下委員長 執行部の説明が終了しました。

その他報告事項について質疑はありませんか。

○外山委員 資料24ページの融資ですけれども、非常にいいことだと思いますが、国が指定している業種は具体的に何かはわかりますか。

○酒匂経営金融支援室長 業種は、非常に細かく分かれておりまして、全部で515業種になります。

主な業種としましては、飲食、宿泊、あと製造、卸、建設業などです。

ただ、この業種の中でも細分化されていて、対象となるものとならないものがあります。

金融の業種については対象外というふうになってございます。

○外山委員 それはそうですね、金融は対象外ということで理解しました。

○山下委員長 ほかにありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、その他で何かありませんか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、以上をもって、商工観光労働部を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時35分休憩

午前10時40分再開

○山下委員長 それでは、委員会を再開いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案等について、県土整備部長の概要説明を求めます。

○桑畑県土整備部長 説明に入ります前に、県土整備部職員の不祥事につきまして、御報告とおわびを申し上げます。

先日、公表されましたとおり、令和6年11月21日付で、県土整備部職員2名が酒気帯び運転により懲戒免職処分となりました。

服務規律の徹底、交通法令の遵守につきましては、これまでも組織を挙げて取り組んできたところでありましたが、このように、県政全体に対する信用を大きく失墜させる事態が発生したことは、痛恨の極みであり、深くおわびを申し上げます。

本事案の発生を受けまして、職員一人一人に対し、法令遵守の重要性を再認識し、公務員として責任と規律を肝に銘じて行動するよう、改めて徹底したほか、所属長に対し、その責任を十分自覚した上で、職員への指導に当たるよう指示したところであります。

今後も引き続き、綱紀粛正の徹底を図り、県

民の皆様の信頼回復に努めてまいりたいと存じます。

続きまして、都城志布志道路の全線開通について御報告を申し上げます。

先月、国土交通省から、「都城IC～乙房IC」間が来年2月15日に、また、鹿児島県から、「志布志IC～志布志港」間が同じく3月23日に開通するとの発表がなされました。いよいよ、都城志布志道路約44キロメートルの全線が開通することとなりました。

宮崎自動車道都城ICと志布志港が1本の高規格道路で結ばれ、鹿児島県との広域的な道路ネットワークが充実することにより、農畜産業の振興や南海トラフ地震などの大規模災害時における救急救命活動等に大きく寄与するものと大変うれしく思っております。

また、都城市街地を通過する交通が分散され、交通渋滞の緩和による定時制や速達性の向上、交通事故の減少につながるものと期待されます。

これまで、御尽力をいただきました県議会の皆様をはじめ、国土交通省、関係者の皆様から感謝申し上げます。

今後とも、引き続き人流や物流を支え、強靱で信頼性の高い道路ネットワークの整備に取り組んでまいります。

それでは、今回の委員会で御審議いただきます県土整備部所管の議案等につきまして、委員会資料により御説明いたします。

お手元の商工建設常任委員会資料の2ページ、目次を御覧ください。

まず、Iの予算議案では、議案第1号の一般会計補正予算案ほか2件についてお願いしております。

次に、IIの特別議案では、使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例ほか4件につい

て説明させていただきます。

次に、IIIの報告事項では、損害賠償額を定めることについて報告させていただきます。

最後に、IVのその他の報告事項といたしまして、県営住宅の再整備（PFI手法の導入）について報告させていただきます。

詳細につきましては、担当課長から御説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○山下委員長 それでは次に、議案についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後にお願いをいたします。

○鬼塚管理課長 県土整備部の11月補正の概要について御説明いたします。

委員会資料の3ページを御覧ください。

今回の補正では、議案第1号「令和6年度宮崎県一般会計補正予算（第7号）」と、追加補正としまして、議案第23号「令和6年度宮崎県一般会計補正予算（第8号）」及び議案第25号「令和6年度宮崎県公共用地取得事業特別会計補正予算（第1号）」をお願いしております。

まず、令和6年度11月補正予算一覧でございます。

表の太線で囲んでおります、Eの欄の一番下にありますとおり、一般会計と特別会計を合わせた11月補正額は268億5,381万円の増額であります。その結果、11月補正後の予算額は、右から3列目のJの欄の一番下にありますとおり1,121億5,588万4,000円となります。

補正の内容でございますが、Fの欄の一番下にありますとおり、台風第10号災害関連の補正予算として7億5,733万4,000円、その右、1つ飛びまして、Hの欄の一番下でございますが、防災・減災、国土強靱化などの国の補正予算に速やかに対応するための所要額として259億210

万円、その右のⅠの欄の一番下でございますが、人事委員会勧告に基づく職員の給与改定に伴う職員費の補正予算として1億9,437万6,000円の増額をお願いするものです。

次に、4ページを御覧ください。

2の「補助公共・交付金事業」でございます。

表の真ん中の太枠で囲んでいるEの欄の一番下にありますとおり、260億7,210万円の増額でありまして、その内訳は、その右のFの欄の一番下、1億7,000万円が台風第10号関連の補正予算で、その右のGの欄の259億210万円が国土強靱化などの国の補正予算に対応するための所要額でございます。

次に、5ページを御覧ください。

3の「県単公共事業」であります。

表の太枠で囲んでおります、Eの欄の一番下にありますとおり、台風第10号関連の補正で、4億1,700万円の増額でございます。

以上の内訳の詳細につきましては、後ほど担当課長より説明をさせていただきます。

次に、6ページを御覧ください。

今回の給与改定に伴う補正の各課別の内訳であります。これにつきましては、後ほど御覧いただければと思います。

なお、この給与改定に伴う職員の人件費についての各課からの説明は省略をさせていただきます。

次に、7ページを御覧ください。

補正予算の金額を各課局別に記載したものであります。

これにつきましては、後ほど御覧いただければと思います。

次の8～44ページは、各課局の歳出予算説明資料になります。

詳細につきましては、後ほど担当課長から説

明をさせていただきます。

次に、45ページを御覧ください。

繰越明許費補正の集計表でございます。

太線で囲んでおります11月議会申請分の欄にありますとおり、議案第1号では追加と変更合わせて65億796万1,000円を、議案第23号では259億210万円をお願いしております。

まず、追加の内訳ですが、46ページを御覧ください。

議案第1号では、表に記載の9事業で16億9,244万円を、次の47ページ、議案第23号では、「盛土防災総合推進事業」で3,120万円をお願いしております。

次に、変更の内訳でございますが、48ページを御覧ください。

議案第1号では、表に記載の8事業で48億1,552万1,000円、次の49ページ、議案第23号では、表に記載の9事業で258億7,090万円の増額補正をお願いしております。

繰越しの主な理由といたしましては、関係機関との調整等に日時を要したことなどによるものや、国の補正予算の関係により、工期が不足することによるものでございます。

次の50～53ページにかけましては、債務負担行為補正の追加でございます。

まず、50～52ページの議案第1号では、宮崎県建設技術センターの指定管理者の指定に伴うもの、また、公共事業の早期発注や施工時期の平準化を図るため、今年度の支出は伴わずに、公共事業を前倒しして発注する、いわゆるゼロ県債に対して債務負担行為を設定するものであります。

次の53ページ、議案第23号は「ダム施設整備事業」に係る追加でございます。

これは発電機等の工場製作に1年以上を要し、

また、施工時期が非出水期に限定されますことから工期が複数年にまたがるため、債務負担行為の設定を行うものであります。

当部の補正予算の概要は以上でございます。

次に、資料の65ページを御覧ください。

議案第17号「公の施設の指定管理者の指定について」であります。

本議案は、当課が所管しております宮崎県建設技術センターの指定管理者を指定することについて、県議会の議決を求めるものでございます。

まず、1の施設の概要でございます。

宮崎県建設技術センターは、建設技術者の基礎的訓練、知識・技能の修得などを行うための施設としまして、昭和43年に発足いたしました。

センターの業務のうち、産業開発青年隊教育及び施設の利用等に関する業務について、平成22年4月から指定管理者制度を導入しております。

令和2年4月からは第3期でございまして、指定管理者はいずれも学校法人宮崎総合学院でございます。

次に、2の次期指定管理候補者は、学校法人宮崎総合学院で、3の指定期間につきましては、令和7年4月1日からの5年間でございます。

4の選定概要の(1)にありますとおり、本年7月1日から約2か月間、募集を行い、学校法人宮崎総合学院、1者から申請がございました。

66ページを御覧ください。

(2)の指定管理候補者の審査方法でございます。

①の審査の流れに記載のとおり、まず、当課において申請書類に基づく資格審査を行った後、その下の②に記載の外部委員で構成します指定管理候補者選定委員会で、プレゼンテーション

及びヒアリング審査を行いました。

その後、③に記載の県職員で構成します指定管理候補者選定会議におきまして、選定委員会の審査結果と、当課で評価した結果を照らし合わせ、候補者案が妥当であるかを確認いたしました。

67ページを御覧ください。

④の選定基準等でございますが、全庁的な基準を基に、建設技術センターの特性を考慮して、人材育成や施設の活性化などの項目を設定いたしました。

次に、68ページを御覧ください。

(3)の審査結果及び選定理由でございます。

審査結果につきましては、①の指定管理候補者選定委員会におきましては、500点満点中404.1点、②の指定管理候補者選定会議におきましては、100点満点中79.9点でございました。③の選定理由でございますが、選定委員会及び選定会議において、最低基準点を満たす得点を得たこと、事業計画等から判断して、施設の管理運営を適正かつ着実に行う能力を有していると認められること、産業開発青年隊教育において、ニーズに対応したカリキュラムの編成による建設技術者の育成強化や、隊員募集に係る積極的な取組の提案がなされていることなどから、学校法人宮崎総合学院を指定管理候補者として選定したものでございます。

69ページを御覧ください。

5の指定管理候補者からの提案内容でございます。

(1)の指定管理料として、提案額が年額で9,980万円、5年間総額で4億9,900万円でございます。県が積算した基準価格を下回っております。

(2)の収支計画につきましては、記載のと

おりでございまして、(3)の県民サービスの向上につきましましては、施設利用者へのアンケート調査により、利用者の要望等を把握し、早期改善に努めることや、地域の夏祭りやタイアップし、センターの施設や建設産業のPRを行い、地域との交流や地域貢献に努めることなどの提案がございました。

○植村技術企画課長 委員会資料の13ページを御覧ください。

議案第23号「令和6年度宮崎県一般会計補正予算(第8号)」について御説明いたします。

当課の補正予算額は、3,612万1,000円の増額をお願いしております。その結果、補正後の予算額は、右から3列目の4億9,470万3,000円となります。

補正の主な内容について御説明いたします。

14ページを御覧ください。

一番下の(事項)盛土防災総合推進事業費であります。これは、盛土規制法に基づく基礎調査等を行う事業であります。国の補正予算に伴い、3,120万円の増額をお願いするものであります。

今回の補正において、既存盛土等の応急対策や、安全性を把握するための詳細調査の必要性を判断する基礎調査及び許可申請手続などの盛土規制法に係る業務を、一元的に実施するためのシステム構築を行うものであります。

補正予算の説明は以上であります。

続きまして、委員会資料の54ページを御覧ください。

議案第4号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」について御説明いたします。

まず、1の改正の理由につきましては、来年5月より宅地造成及び特定盛土等規制法——通称「盛土規制法」の運用を開始することに伴い、

必要となる手数料の額を定めるものであります。

改正の内容等の説明の前に、盛土規制法の概要について御説明いたします。

次のページを御覧ください。

盛土規制法は、令和3年7月に静岡県熱海市で大雨による盛土の崩落により甚大な被害が発生したことを踏まえ、宅地・森林・農地等の土地の用途にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する法律です。この法律の運用開始に当たり、右上の枠内の①にありますように、県と宮崎市は規制区域の指定を行います。

左側に示しておりますのが、来年5月1日に指定する規制区域の図です。保全対象のない離島を除き、県内ほぼ全域を規制区域に指定することとしております。

なお、この規制区域につきましては、今年7～8月にかけてパブリックコメントを行い、2件の意見をいただきました。

意見の内容は、規制区域の考え方に関する意見でありまして、県内ほぼ全域を規制区域として指定することは妥当であると評価するもので、区域の見直しを求める意見はございませんでした。

規制区域の指定以降は、右上の枠内の②に示しておりますとおり、安全な盛土等の造成のため、規制区域内で行われる一定規模以上の盛土等は知事、宮崎市内は宮崎市長の許可が必要となります。

また、③、④のとおり、土地所有者等が盛土等を安全に保つ責務が明確化され、無許可行為や命令違反については、実効性のある罰則が適用されることとなります。

知事等の許可が必要となる盛土等の規模につきましては、右下の表のとおりです。

前のページにお戻りください。

2の改正の内容ですが、先ほど御説明しましたとおり、規制区域の指定以降、県が新たに担うことになる許可等の事務について、(1)～(3)の手数料を設定するものです。

(1)の工事の許可申請手数料は、工事の着手前に県の許可を受けるために必要となるもの、(2)の工事の中間検査申請手数料は、工事完了後に確認困難となる工程——例えば、排水施設の設置などですけれども、これについての現地検査を受けるために必要となるもの、(3)の工事の計画変更許可申請手数料は、許可後に計画変更があった場合に必要となるものです。

3の施行期日は、規制区域指定と同日の令和7年5月1日からの運用開始となります。

4のスケジュールについてですが、今議会にて議決をいただいた後、規制区域の指定の告示と本条例の公布を行い、来年1月からは、盛土規制法の円滑な運用を図るため、より一層法律の周知・啓発に力を入れてまいりまして、5月1日からの規制開始、改正手数料条例施行となります。

56ページを御覧ください。

こちらに手数料の額の一覧表をお示ししております。

下の例1～3のとおり、面積に応じて手数料を算定します。

例えば、例1を御覧いただきますと、盛土・切土の面積が1万5,000平方メートルの工事の許可を申請する場合、一覧表の面積、1万平方メートル超2万平方メートル以内に当てはめ、手数料は15万円となります。

例2、例3の算定も同様ですので、説明は割愛いたします。

次に、57ページを御覧ください。

計画変更許可申請手数料につきましては、こちらの一覧表のア～ウの合計で算定します。

例4に示す、左側の変更前から右側の変更後のように、赤色で着色した部分を変更追加した場合は、まず、アの工事の設計の変更につきましては、変更前に1万5,000平方メートルの盛土を計画しておりましたところ、図中アの矢印で示す擁壁の設置に設計の変更を行いますと、1万5,000平方メートル分の許可申請手数料15万円の10分の1の1万5,000円、次に、イの新たな土地の編入に係る工事の設計の変更につきましては、図中イの矢印で示す、変更前より増える面積4,000平方メートル分の許可申請手数料の金額が7万2,000円、ウのその他の変更につきましては、アとイの変更に伴う資金計画書等の書類の一部変更が生じるため、その手数料として1万円となり、これらを合計して9万7,000円の手数料を徴収することとなります。

○田中道路建設課長 議案第23号「令和6年度宮崎県一般会計補正予算(第8号)」について御説明いたします。

委員会資料の15ページを御覧ください。

当課の補正予算額は、一番上の行、道路建設課、計の左から2列目の欄ですが、59億5,600万円の増額をお願いしております。その結果、右から3列目の補正後の予算額は268億8,415万5,000円となります。

以下、補正の内容について御説明いたします。

16ページを御覧ください。

(目)道路新設改良費の(事項)公共道路新設改良事業費でございます。これは、県が管理している国県道の道路改良を行う事業でありまして、国の補正予算に伴う59億5,600万円の増額であります。

主な事業内容といたしましては、学園木花台

本郷北方線や、国道388号などでの整備を予定しております。

補正予算の説明は以上であります。

次に、58ページを御覧ください。

議案第10号「工事請負契約の締結について」説明いたします。

これは、国道265号十根川工区で施工する、(仮称)十根川2号トンネル工事に関する工事請負契約の締結についてであります。

1の事業概要であります。

当工区は、右の位置図に示すとおり、東臼杵郡椎葉村大字下福良で、平成24年度から実施している道路改良事業で、延長2,800メートル、車道幅員5.5メートル、全幅7.0メートル、全体事業費は約75億円となっております。

令和5年度末までに、約1キロメートルの整備を完了し、道路を供用しているところでございます。

次に、2の工事概要であります。

59ページを御覧ください。

左上に平面図、右上にトンネルの断面図を示しております。

トンネルの全体延長は248メートル、車道幅員5.5メートル、全幅8.5メートルで、当工事は、椎葉村側から五ヶ瀬町側へ掘り進める工事であります。

現道は、幅員が狭く、線形も悪いことから、右下の写真にありますように、対向車との離合が困難な状況でありますため、トンネルを整備することで、円滑な交通の確保を図ることを目的としております。

58ページを御覧ください。

3の工事請負契約の概要であります。

契約金額は、16億2,592万3,200円、契約の相手方は、志多・谷口・岡崎特定建設工事共同企

業体、工期は、契約発効の日から令和9年3月25日までであります。

議案第10号につきましては、以上であります。

次に、62ページを御覧ください。

議案第16号「訴えの提起について」御説明いたします。

1の概要であります。

高原町の県道高千穂峰狭野線、狭野工区において、道路改良工事を進めるに当たり、必要な用地を取得するため、共有物の分割を求める訴えを提起することについて、議決を求めるものであります。

63ページを御覧ください。

共有物分割請求訴訟について御説明いたします。

共有物分割請求訴訟とは、共有状態の解消について、共有者と話し合いができない場合や、話し合っても解決が望めない場合などに、民法第258条(裁判による共有物の分割)の規定により、裁判所を通じて共有状態を解消するための訴訟であります。

条文につきましては、中央にお示ししているとおりとなっております。

裁判所の判断によりますが、共有物の分割方法について、県といたしましては、民法第258条第2項第2号に規定されている「共有者に債務を負担させて、他の共有者の持分の全部又は一部を取得させる方法」で取得できればと考えております。

62ページにお戻りください。

2の事業の概要であります。

対象路線は、県道高千穂峰狭野線(狭野工区)です。

資料右側に位置を示しております。

事業延長は390メートル、車道幅員6.0メー

ル、歩道及び路肩を含めて10.0メートルの道路改良工事で、全体事業費は約3億円、事業期間は今和4～7年度で、社会資本整備総合交付金、広域連携事業で整備を進めているところです。

次に、3の対象地であります。

対象地の所在は、西諸県郡高原町大字蒲牟田字下狭野178番183で、対象地の面積が15.53平方メートルであります。

次に、4の訴訟に至る経緯であります。

現在、本事業に必要な土地25筆のうち、対象地を除く24筆については、取得が完了しております。

また、残り1筆の対象地についても、相続が発生していましたが、相続人23名のうち22名と売買契約を締結し、県が持分432分の415を取得しております。

残り1名については、十分な意思能力を有しておらず、契約行為ができない状況であり、お世話をされている親族からも、整備を進めてほしいという要望があることから、用地を取得するため、共有物分割請求訴訟を行う予定としております。

最後に、64ページに平面図及び対象地を示しております。

○椎葉道路保全課長 当課は、補正予算の議案が2つございまして、初めに、議案第1号「令和6年度宮崎県一般会計補正予算（第7号）」について御説明いたします。

委員会資料の17ページを御覧ください。

当課の補正額は、一番上の行、道路保全課計の左から2列目の欄にありますとおり、1億7,200万円の増額をお願いしております。その結果、右から3列目の補正後の予算額は16億5,456万円となります。

補正の内容について御説明いたします。

18ページを御覧ください。

中ほどの（事項）県単道路維持費であります。

これは、県が管理する道路の維持補修などを行う事業でありまして、今回、災害復旧事業として採択されない部分的な舗装復旧をはじめ、小規模な倒木や土砂除去等に係る経費や、被災箇所の復旧工事が始まるまでのバリケード、信号機など、交通安全施設の設置等に要する経費として、1億7,200万円の増額をお願いするものであります。

続きまして、議案第23号「令和6年度宮崎県一般会計補正予算（第8号）」について御説明いたします。

19ページを御覧ください。

当課の補正額は、一番上の行、道路保全課、計の左から2列目の欄にありますとおり、77億4,317万6,000円の増額をお願いしております。その結果、右から3列目の補正後の予算額は24億9,773万6,000円となります。

補正の主な内容について御説明いたします。

20ページを御覧ください。

一番下の（事項）公共道路維持事業費であります。国の補正予算等に伴い、77億1,700万円の増額をお願いするものであります。

主な事業内容といたしましては、橋梁やトンネルの補修工事をはじめ、道路のり面の防災対策や舗装補修などの老朽化対策、また、交通安全対策等としまして、市街地部の電線地中化や、学校・警察等との通学路合同点検に基づく歩道整備などを予定しております。

○和田河川課長 当課におきましても、補正予算の議案が2つございます。

委員会資料21ページを御覧ください。

まず、議案第1号「令和6年度宮崎県一般会計補正予算（第7号）」、台風第10号災害関連に

ついて御説明いたします。

当課の補正予算額は、左から2列目、4億5,033万4,000円の増額をお願いしております。その結果、右から3列目、補正後の予算額は203億3,330万8,000円となります。

以下、補正の内容につきまして御説明いたします。

22ページを御覧ください。

まず、一番上の(事項)公共災害関連河川等事業費であります。これは、土木施設の災害復旧と併せた機能向上や、海岸保全区域に漂着した流木等の撤去等を行う事業ですが、1億1,000万円の増額であります。

主な事業内容は、宮崎海岸赤江地区の流木撤去などであります。

次に、(事項)県単河川改良費であります。これは、浸水の生じた河川等において、堤防の整備や土砂の除去を行う事業ですが、1億6,000万円の増額であります。主な事業内容は、細見川の堆積土砂除去などであります。

次に、(事項)県単河川調査費であります。これは、補助事業の申請に必要な調査や計画の作成・設計等を行う事業であります。1,000万円の増額であります。主な事業内容は、瓜田川の浸水痕跡調査などであります。

次に、(事項)海岸保全事業費であります。これは、環境省の補助金を活用して、海岸保全区域以外の一般公共海岸に漂着した流木等の撤去等を行う事業ですが、1億7,033万4,000円の増額であります。主な事業内容は、金ヶ浜海岸の流木等の撤去などであります。

23ページを御覧ください。

続きまして、議案第23号「令和6年度宮崎県一般会計補正予算(第8号)」、国土強靱化関連について御説明いたします。

当課の補正予算額は、左から2列目、85億8,089万9,000円の増額をお願いしております。その結果、右から3列目、補正後の予算額は289億1,420万7,000円となります。

以下、補正の主な内容について御説明します。

24ページを御覧ください。

上から3番目の(事項)ダム施設整備事業費であります。これは、国の補助を受けて、ダム管理施設の老朽化対策のため、放流施設や機器の更新等を行う事業で、国の補正予算により、22億1,600万円の増額であります。主な事業内容は、松尾ダムの放流設備改良工事などであります。

次に、26ページを御覧ください。

(事項)公共河川事業費であります。これは、国の補助を受けて、洪水による浸水被害を軽減するための堤防の整備や河道の掘削などを行う事業で、国の補正予算により、63億4,700万円の増額であります。

主な事業内容は、激甚化する風水害への対応として、一ツ瀬川の堤防のかさ上げや、五ヶ瀬川の掘削などであります。

○小倉砂防課長 当課におきましても、補正予算の議案が2つございまして、初めに、議案第1号「令和6年度宮崎県一般会計補正予算(第7号)」について御説明いたします。

委員会資料の27ページを御覧ください。

当課の補正予算額は、一番上の行の砂防課、計の左から2列目の補正額の欄にありますとおり、7,500万円の増額をお願いしております。その結果、右から3列目の補正後の予算額は、59億2,570万1,000円となります。

続きまして、補正の内容について御説明いたします。

28ページを御覧ください。

(事項)県単公共砂防事業費であります。こ

これは、国庫補助の対象とならない小規模な砂防工事を行う事業であります。7,500万円の増額であります。

主な事業内容といたしましては、椎葉村の内の八重川において、台風第10号による砂防堰堤に異常堆積した土砂をしゅんせつし、流路を確保する予定としております。

続きまして、議案第23号「令和6年度宮崎県一般会計補正予算（第8号）」について御説明いたします。

29ページを御覧ください。

当課の補正予算額は、一番上の行、砂防課計の左から2列目の補正額の欄にありますとおり、24億7,627万2,000円の増額をお願いしております。

その結果、右から3列目の補正後の予算額は、84億197万3,000円となります。

続きまして、補正の内容について御説明いたします。

30ページを御覧ください。

（事項）公共砂防事業費であります。これは、土石流のおそれがある溪流での砂防堰堤などの整備や地滑りのおそれがある箇所での対策工事を行う事業であります。国の補正予算による、14億6,160万円の増額であります。

主な事業内容といたしましては、宮崎市の伊倉谷川において、砂防堰堤工などを予定しております。

次に、その下の（事項）公共急傾斜地崩壊対策費であります。これは、急傾斜地の崩壊のおそれのある箇所での擁壁工・のり面工等の整備を行う事業であります。国の補正予算による、10億1,440万円の増額であります。

主な事業内容といたしましては、延岡市の川島地区において、崩壊土砂防護柵工などを予定

しております。

○岩切港湾課長 当課も補正予算の議案が2つございます。

初めに、議案第1号「令和6年度宮崎県一般会計補正予算（第7号）」について御説明いたします。

委員会資料の31ページを御覧ください。

当課の補正予算額は、一番上の行、港湾課計の左から2列目の補正額の欄にありますとおり、一般会計で6,000万円の増額をお願いしております。その結果、右から3列目の補正後の予算額は、一般会計が60億5,720万3,000円となり、港湾整備事業特別会計14億708万7,000円と合わせまして、当課の合計は74億6,429万円となります。

以下、補正の内容について御説明いたします。

33ページを御覧ください。

（事項）公共海岸保全港湾事業費であります。これは、港湾区域内の公共海岸保全港湾事業に要する経費であります。延岡港海岸ほか1港の海岸保全区域に漂着した流木等の撤去を行う経費について、6,000万円の増額を行うものであります。

続きまして、議案第23号「令和6年度宮崎県一般会計補正予算（第8号）」について御説明いたします。

34ページを御覧ください。

当課の補正予算額は、一番上の行、港湾課計の左から2列目の補正額の欄にありますとおり、一般会計で3億752万7,000円の増額をお願いしております。その結果、右から3列目の補正後の予算額は、一般会計が63億6,473万円となり、港湾整備事業特別会計14億708万7,000円と合わせまして、当課の合計は77億7,181万7,000円となります。

以下、補正の内容について御説明いたします。

36ページを御覧ください。

(事項) 公共港湾建設事業費であります。これは、公共港湾建設事業に要する経費であります。国の補正予算により、2億9,100万円の増額を行うものであります。

主な事業内容といたしましては、港湾機能強化として、油津港の第10号岸壁延伸に係る地盤改良工事などを予定しております。

補正予算の説明は以上であります。

続きまして、議案第15号「民事訴訟事件の和解について」御説明いたします。

60ページを御覧ください。

まず、1の概要でございます。

本議案は、串間市の福島港岸壁を損傷させた船主などを相手に、原状回復工事費等の損害賠償を求めた訴訟について、裁判所からの和解勧告を受け入れ、和解することについて、地方自治法の規定により、県議会の議決を求めるものであります。

次に、2の経緯でございます。

(1) 平成31年4月2日、外国籍の原木運搬船が福島港岸壁に衝突し、損傷させる事故が発生いたしました。ページ下の左側、位置図写真のうち、赤丸の箇所が被災の箇所であります。損傷状況の写真も併せて御覧ください。

事故発生後、岸壁の使用許可を受けた船舶代理店である日本通運株式会社及び船主である、香港法人ホンコンシノファイブ SHIPPING リミテッドに対し、原状回復を要求しましたが、応じなかったため、令和4年9月2日、行政代執行で県が原状回復工事を実施いたしました。

(2) 令和4年9月28日、両者を被告として、記載の損害賠償請求訴訟を提起いたしました。請求額は2,608万4,820円、相手方は、日本通運株式会社と香港法人ホンコンシノファイブシッ

ピングリミテッドであります。

61ページを御覧ください。

経緯の続きでございます。

(3) 令和5年6月8日、第1回弁論準備手続が実施され、以後、第9回まで訴訟が継続しておりましたが、(4) 今年の8月20日に第9回弁論準備手続において、裁判所から和解勧告を受けました。

3の和解の内容としましては、(1)～(4)にお示ししているとおり、被告シノファイブが原告宮崎県に対し、損害金として1,660万円を支払うことなどでございます。

県としましては、内容について、顧問弁護士及び関係部局と精査・協議を行った結果、築造後20年が経過している岸壁であり、これまでの弁論準備手続の内容を踏まえた上での裁判所からの和解勧告であることも考慮して、受け入れたいと考えております。

○松田都市計画課長 資料37ページを御覧ください。

議案第23号「令和6年度宮崎県一般会計補正予算(第8号)」について御説明いたします。

当課の補正予算額は、一番上の行、都市計画課計の左から2列目の欄ですが、8億7,965万4,000円の増額をお願いしております。その結果、右から3列目の補正後の予算額は60億6,025万8,000円となります。

補正の内容について御説明します。38ページを御覧ください。

ページ中ほどの(事項) 公共街路事業費であります。これは都市部における街路の整備を行う経費でありまして、国の補正予算に伴い、4億8,790万円の増額補正を行うものであります。主な事業内容といたしましては、大久保木崎線の橋梁設計などを予定しております。

次に、一番下の段の(事項)公共都市公園事業費であります。これは都市公園施設の整備を行う経費でありまして、こちらも国の補正予算に伴い、3億8,000万円の増額補正を行うものであります。主な事業内容といたしまして、ひなた宮崎県総合運動公園の非常用電源の更新などを予定しております。

○山下委員長 それでは、執行部の説明が終了しました。

議案について質疑はありませんでしょうか。

○渡辺委員 御説明ありがとうございました。港湾課の民事訴訟の件で質問させていただきます。まず、原状復帰について契約者に求めたということですが、契約者たる日本通運との間の契約条件には、原状回復義務が明記されていたのでしょうか。

○岩切港湾課長 平成31年に福島港を使用されたんですが、「係留施設の使用に起因して係留管理者及び第三者に損害を与えるまたは紛争が生じたときには、損害賠償し、または紛争を解決すること」という条件が明記されております。

○渡辺委員 それだけ明確な条件がついていながら、日本通運が原状回復について応じない理由というのはどういうことでしょうか。

○岩切港湾課長 今回の訴訟は、船主である香港のシノファイブ SHIPPING リミテッドと、使用許可を出した日本通運に対して、両者に対して損害賠償を求めたもので、どちらの責任という形は被告の間で話がなされたものではないかと思っております。

○渡辺委員 日本通運が、シノファイブとどういう契約を交わしたかということについて、本来、県側は知り得る立場にはないと思いますが、今回の事案というのは、あくまで契約

者たる日本通運が、本来、原状回復義務を負うはずなんですよ。にもかかわらず、申請業務だけ代行しているんだという理由を盾に、交渉に応じず、結果として4～5年たってから事態が進展しないということで、県としては単独工事として発注をしたということだったと思うんですが、本来であれば、日本通運に原状回復義務があるわけですから、それを待ってからでないと、船側が自分の保険を使って直そうとしても、普通ですと、保険会社が雇うサーベイヤーがどれぐらいかかるかという審査をしないと、県が発注した金額についての妥当性を彼らは検証できないわけですよ。したがって、今回のように、2,300万円の請求に対して、裁判所が1,600万円と言っていると思うんですが、原状回復をなされない段階で、県側が独自に補修工事を発注してしまった。その判断についてなんですけれども、これは弁護士を含めて、執行部の中で議論が行われて、決裁まで終わったということなんですか。

○岩切港湾課長 岸壁が損傷されてから、日本通運に対しても原状復旧をするようにと——いろんな戒告と、いろんな処分をしているところなんですけれども——再三再四、要求はしましたが、原状回復がされていないという状況で、もう待てないということで、県が原状復旧工事を実施したということでありまして。その後、それにかかった費用を請求という形で訴訟を起こしたという経緯であります。

○渡辺委員 結局、待てないからやってしまったということなんですよ。契約した相手が、原状回復をしないと言っているわけですから、待てないからやってしまったということですよ。つまり、県として費用を出して、一般競争入札で業者を選定して補修をした。その代価と

いうのは、本来は被責者、原因者たる船側ないしは日本通運が払うべきなのに、それがどうなるか分からない段階で発注してしまった。つまり、金額の回収が保証されない段階で発注してしまったわけですね。その時点での県の決裁ということです。決裁者はそもそもどなただったんでしょうか。

○岩切港湾課長 少し経緯からお話をさせていただきますけれども、委員会資料の61ページ、一番下の括弧の中に書いておりますけれども、まず、①です。日本通運に対して、一番最初に原状回復命令を行って、戒告処分として原状回復義務の履行についての戒告処分を行いました。その後、代執行を行いますよという通知を行って、その後に代執行を行った後で、費用の納付命令という、そういった流れを手続として踏んでおりますので、日本通運側もそれは文書を受け取っているという状況にあります。

○渡辺委員 これは日本通運に対して行われているということなのですが、私が伺ったのは、県の中での決裁の話を伺っています。

○岩切港湾課長 県の中では、当然、こういった処分を行うときには、決裁をきちんと全て取っておりますので、決裁の区分までは記憶はしておりませんが、知事まで行っているものというのは当然あります。

○渡辺委員 分かりました。今回、この1,660万円で和解したいということだと思うんですが、本来2,300万円かかったものを1,660万円で我慢するということになってしまうと、これから先、県の所有物、公共施設に対して損害を与えた同様の話があったときに、これは悪い前例になってしまう可能性があるわけです。要は、ある意味、ごねて、しばらく待って、県がやるのを待った後で裁判所の判断を待てば、こうい

う事例で、古い施設だからとか、そういう理由で原状復帰に要した費用よりも安い和解金額になるということです。そこの心配を非常に行っているんですけれども、本来、裁判所の和解に対して、私個人的には全く従わなくていいと思います。なぜかという、冒頭の繰り返しになりますけれども、日本通運との間に明らかに原状復帰義務という契約があるわけですね。今回、これで和解してしまうことについての、そういう将来の危惧、不安については、どうお考えでしょうか。

○岩切港湾課長 今回の和解案については、裁判所が双方の主張をそれぞれ何度も聞いて、それを踏まえた上での提示になっておりますので、それを尊重して受け入れたいという形での提案をさせていただいているところです。

○渡辺委員 だから、裁判所が言うことを聞くので、今の話は今後こういうことが起こっても仕方ないということですか。

○岩切港湾課長 今回の案件につきましての考え方にはなりますけれども、先ほどから委員も言っていておられますとおり、築造後20年がたっている——それなりに古いということで、ある程度の価値というのは下がっているという主張を相手側はしておりました。それを踏まえて裁判所から提示されたということですので、それが考慮されているかどうかという中身は裁判所からの説明があるわけではないので分かりませんが、単純計算よりは少し高めの金額の提示になっておりますので、これを受け入れたいと考えているところです。

○渡辺委員 私も事例をいろいろ調べて、船会社を含めて確認したんですが、使用許可を取って事故が起こる場合、これは公共施設、民間施設とも、100%原状回復されていまして。

つまり壊した人がきちんと直すという信義則に基づかないと、本来、契約関係って成り立たないわけですよね。ですので、今回もこういう決着をするのであれば、日本通運に対しては、処分を取り消すとあるんですけれども、基本的にはこういう会社とはもう契約できないというぐらいの強い立場を示さないと、そもそも岸壁の減価償却なんていう話は——いろいろなところを聞きましたが、そんな話はある得ないということです。日本通運に対して、このまま、「はい、分かりました。裁判所が言っているから仕方ないですね」ということにはならないと思うんですけれども、ほかの委員の方々、どうでしょうね。

○山下委員長 関連して誰かありますか。よろしいですか。

私から申し上げたいと思いますけれども、まさに今、渡辺委員が御指摘しているとおりで、契約というものは何たるものかということになると思うんです。ですから、県民の税金を使って支払うことになるわけですから、そういうことについては当然、契約遵守という形でやってもらわないと、今後もこういう事案が発生した場合は大変問題だと思いますので、そこあたりは今後十分注意していただきたいと思います。

○岩切港湾課長 今のお話を踏まえて、全国的に岸壁が壊されたような事例があるのかというところを港湾課のほうでも調べました。委員のおっしゃられるように、原因者が復旧をしているというのがほとんどであります。減価償却分を勘案した結果ということになれば、多分、示談とか和解とかの世界でしょうから、そこはなかなか出てこなかったんですけれども、平成26年に北九州港で岸壁損傷事故というのが実際に起こっております。それについて、北九州市が

裁判でやり取りをしているんですけれども、そのときの訴えの相手先——船主と運航の船社と、それに関係する保険会社の3者を相手に訴えを起こしています。つまり、実際に壊した原因者を訴えているというやり取りになっております。ということで、岸壁の使用許可を取ったところを相手には起こしていないというところがまず1点です。

また、そのときには、外国の船社だったんですけれども、判決が出るときには、もう船も売却をされて、事業所の実態もなくて、代表者も所在不明ということで賠償金を得ることは困難ということで控訴を諦めているという実態がございます。そういう点では、まだきちんとお話ができて——この段階を踏まえると、裁判所の和解を受け入れるというのも選択だというふうに考えて、今回の議案を提案したところであります。

○山下委員長 だから、相手が天下の日本通運じゃないですか。今、あなたが言われる、もう全てがなくなっておったと、今回の事案はそれとは全然違うんですよ。相手が日本通運ですから、ここが契約に基づいて保証しないということがおかしいということが一番だと私は思います。ですから、ぜひそこあたりは、やはり慎重にやってもらわないといけないと思います。

○岩切港湾課長 今まで弁論準備手続で9回やり取りをしているんですけれども、裁判所としては、係留許可を受けた日本通運に対して全責任を負わせるというのはなかなか厳しいのではないかという感触を一応得ているところです。そういったところで、原因者であるホンコンシノファイブ SHIPPING リミテッドが対象になると裁判所からは返ってきているところです。

○山下委員長 いや、そんなこと言っていたら

——係留許可を取らなかったら、少なくとも、その船隻は入ってきていないわけですよね。仕事をしていないわけです。ですから、日本通運が申請をしたために、その船は岸壁につけられて仕事をして、その後に岸壁と当たったという話でしょうから、当然、その行為は日本通運が許可を取ったから起きた事故です。ですから、そこはそんなこと言っていたら、それは非常にうやむやになるような話であって、原因をつくったのはやっぱり日本通運なんです。日本通運が許可を取って泊ませたわけですから、日本通運がその手続をしなかったら、その船はそこに入港していないわけです。ですから、そこあたりは、今、そんな議論を言っていたらおかしくなりますよ。

○松山県土整備部次長(道路・河川・港湾担当)

今の話についてですけれども、確かに係留許可を取っているのは日本通運でございます。本来は日本通運が払うにしても、船会社と話をして、船会社の保険なりで払わせると、そういう行為をするべきとは思いますが。通常、壊した場合は、船会社が入っている保険で直すのが普通ですので、日本通運に払えと言うわけではないんですけれども、少なくともそういうような船会社と交渉をして、保険で払うような段取りをするべきだとは考えております。

県としましては、いずれにしろ日本通運であろうと、船会社にしようと、そういうお金を払ってもらおうということができればいいのかなということで、今、両者を訴えたという結果で、船会社のほうが全額ではないけれども支払うというような結果になっております。

○渡辺委員 もちろんお金を払ってくれるとは思いますが。ただ、裁判所が1,660万円を開示していないというところも問題だと思っていて、繰

り返しになりますけれども、減価償却がこれぐらいだからというような話を、もし言われて、それが通ってしまうと、先々大変な禍根を残します。極端な話、原状回復しなくていいということになりますから。なので、本来であれば裁判も何もせずに、原因者が100%自分の費用で負担するのが、あくまで原則ですよ。今回はそれがないわけですよね。その理由は、県が待てずに5年たって自分で直してしまったからです。今回は裁判所の言うことを聞いて、和解すること、最悪は仕方ないと思いますけれども、理由については、執行部の中でも、ある程度、合理性がある説明を、あるいは整理の仕方として公表するかどうかはともかく、少なくとも減価償却だとかそういうことにすると、これは大変な間違いになります。1,660万円で和解するにしても、あるいは訴えを取り下げるにしても、きちんとした合理的な整理をしておく必要があると思います。日本通運に対しておとがめなしというのは、委員長が言われるとおり、どうしても納得できないと思います。

○安田委員 日本通運に対しては、罰則とか出入り禁止とかなく、今までどおり通常営業しているんですか。

○岩切港湾課長 日本通運は港湾に関する部分としては、港湾の荷役等を行っていただいておりますので、それに関しては継続的にいろんな港で作業をしているという実態にあります。

○安田委員 罰則は出ていないということですね。

○岩切港湾課長 法律や条例上、罰則規定というものはありませんので、それに基づいた対応ということには行っておりません。

○山下委員長 よろしいですか。それでは、そのほかで質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 よろしいですか。それでは次に、報告事項に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○椎葉道路保全課長 委員会資料の70ページをお開きください。

道路の管理瑕疵に係る損害賠償額を定めたことについて、地方自治法第180条第2項の規定により御報告いたします。今回の報告は、物損事故が7件であります。事故の内容について御説明申し上げます。発生日、発生場所等につきましては、資料の左側の欄に記載のとおりであります。

番号1、2、6、7の穴ぼこ事故につきましては、車道上に発生していた穴ぼこに車両が落ち込み、番号1はホイールを、番号2はタイヤとホイールを、番号6はタイヤを、番号7も同じくタイヤを、それぞれ損傷したものであります。本件は、いずれも被害者に前方不注視の過失がありますので、県の過失割合を6割、相手方の過失割合を4割としております。

番号3の側溝蓋不全事故につきましては、道路を横断している側溝の上を車両が通過した際に、道路のグレーチングが外れて跳ね上がり、マフラーなどを損傷したものであります。本件は、事故の状況から被害者に過失を問うことができないと判断し、県の過失割合を10割としております。

番号4の倒木事故につきましては、通行方向左側より竹が突然倒れて直撃し、フロントガラス、車両上部、サイドミラーを損傷したものであります。本件は、事故の状況から被害者に過失を問うことができないと判断し、県の過失割合を10割としております。

番号5の落石事故につきましては、進行方向の左側、のり面から突然落下した石が車両を直撃し、フロントガラスを損傷したものであります。本件は、事故の状況から被害者に過失を問うことができないと判断し、県の過失割合を10割としております。

これら7件の物損事故に伴って発生した損害賠償額は84万3,745円となっております。全道路賠償責任保険から支払われます。

説明は以上であります。引き続き、道路パトロールを徹底するとともに、道路の異常箇所についての情報提供の呼びかけを行うなど、道路利用者の安全確保に努めてまいりたいと考えております。

○山下委員長 それでは執行部の説明が終了しました。

報告事項について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 よろしいですか。まもなく正午となりますので、午前の審査はこれで終了したいと思います。午後の審査は午後1時から開始いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時50分休憩

午後0時57分再開

○山下委員長 それでは委員会を再開いたします。

次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○松田建築住宅課長 委員会資料の71ページを御覧ください。

県営住宅の再整備（PFI手法の導入）につ

いて御説明いたします。

1の県営住宅の現状と課題についてであります。1の現状は、県営住宅の管理戸数は、令和5年度末時点で108団地、8,831戸、入居率は79.7%であります。(2)の課題は、人口減少、少子高齢化により県営住宅の入居率は低下しております。住棟の老朽化とバリアフリー未対応、維持管理や更新に要する経費の縮減などが課題となっております。

右のグラフを御覧ください。建設時期ごとの建設戸数を構造別に色分けしておりますが、赤線で囲んだ部分の昭和40年代後半からの約30年間に於いて、オレンジ色で示す4、5階建ての鉄筋コンクリート造の住棟を大量に建設しており、計画的に改修を行っておりますが、老朽化が進んでいる住棟が多い状況であります。

戻っていただきまして、次に(3)の対応方針等ですが、①の基本的な考え方として、宮崎県公共施設等総合管理計画に基づき、計画的な改修により長寿命化を実施し、基本的には改修による対応としておりますが、改修の内容によっては、費用対効果が見込めない場合がありますので、その場合は建て替えを進めていくこととしております。今後、計画期間10年間での建て替え戸数の規模は、管理戸数全体の約1割に相当しますが、財政負担の軽減を図ることが必要となりますので、コスト削減が見込め、財政負担の軽減につながる事業指標としてPFI手法の導入を検討しております。

次に、②の検討状況ですが、今後、おおむね10年以内に再整備に取り組むことが必要な大規模団地とし、延岡市内の一ヶ岡団地、宮崎市内の大塚台団地と青葉団地を検討しており、県のPPP/PFI手法優先的検討規程に基づき、PFI手法の導入を検討した結果、いずれ

もVFMにてコスト削減が見込めることを確認いたしました。VFMとは、下の米印2にありますとおり、従来方式と比べてPFIによりどれだけ事業費が削減できるかの割合を示すものであります。先ほど説明した3団地のうち、建設年代が最も古い一ヶ岡団地において、PFI手法導入による再整備を先行して実施するものです。

ここでPFI手法について御説明いたします。74ページを御覧ください。

PFIはPFI法に基づいて、官民が協働して効率的かつ効果的に質の高い公共サービスを実現する官民連携の事業手法であります。従来方式による公共施設整備では、設計と施工を分離し、また建築と設備を分割して発注し、材料等の仕様を図面等で指定するため、受注者は図面のとおり整備するので、民間の裁量の余地はないことになります。

一方、PFI手法による公共施設整備では、施設に必要な性能や水準を性能として指定し、要求水準を満たすよう設計から施工、管理面など一括して発注しますので、受注した民間事業者は包括的に施設整備を進めることとなり、民間のノウハウや経験を生かせる余地が多くあります。

PFI方式による事業手法は、施設の所有権の移転時期や管理運営の官民の役割分担の違いにより、表に示すように様々な方式があります。主な事業方式としては、設計・施工を行うBT方式、設計・施工に維持管理運営も含む方式としてBTO方式とBOT方式があります。ハード整備終了後に所有権移転を行うものがBTO方式で、管理運営を含む全事業期間終了後に所有権移転を行うものがBOT方式であります。

資料にはPFI事業のメリット等について細

かく掲載しておりませんが、県営住宅の再整備にPFI手法を導入した場合、設計・施工一括発注等により、工期短縮やコスト縮減、民間賃貸住宅を仮住戸として活用した入居者移転の効率化による事業期間の短縮、さらには国が推奨するPFI手法の採用による交付金等の優先配分の対象となることなど、県の財政負担の軽減につながるものと考えております。

ただし、WTO案件であり、県外企業の参入も考えられますので、より多くの地元企業が事業に参加できるよう、事業グループを募集する際に工夫してまいりたいと考えております。

72ページに戻っていただきまして、2の一ヶ岡団地の再整備についてであります。県営一ヶ岡団地は、中央の上の図のとおり、延岡市南部にあり、右のエリア拡大図で示すように、北と南の2つのブロックに分かれております。左上の(1)の現状ですが、全体で23棟555戸、北ブロックに8棟201戸、南ブロックに15棟354戸の団地であります。北ブロックにつきましては、平成8～12年にかけて建て替えをしており、入居率は93.5%と高く、南ブロックの入居率は79.2%であります。

次に、(2)の基本方針等ですが、今回、老朽化した南ブロックの15棟の再整備を実施することとしております。①の整備戸数は270戸で、現在の354戸より84戸少ない整備戸数となりますが、人口減少や同じエリアにある延岡市営住宅の整備状況など、将来の適正な管理戸数を見据えて設定しております。

②の事業手法等ですが、中央の図の赤の破線囲みの中にありますように、ブロック内のより老朽化した住棟を解体し、従来方式で1棟を建て替え、青の矢印で示すように、最初の入居者移転の受け皿として確保していくものです。そ

の後、入居者の移転を進めながら、残りの住棟を順次PFI手法で建て替えます。

右の図は、再整備基本構想の住棟配置イメージですが、オレンジ囲み部分が従来方式による建て替えを行い、水色の囲み部分のエリアをPFI手法により再整備するものです。

73ページを御覧ください。

(3)のPFIの事業方式等であります。先ほどPFI手法の説明をさせていただきましたが、今回、一ヶ岡団地の再整備につきましては、全国的に公営住宅整備に事例が多い、管理運営を含まないことで、地元企業を含め、より多くの民間事業者の参画が期待できるBT方式を想定しております。

(4)のVFMですが、このVFMは、先ほど説明しましたが、従来方式と比べてPFIによりどれくらい事業費が削減できるかの割合を示しており、判断材料として活用するものです。下の表の濃いピンクの部分にありますように、PFI手法を導入することで、従来手法と比べて8.5%以上、金額にして約3.3億円以上の削減が見込めることを確認いたしております。

(5)のスケジュール(案)ですが、令和4年度に基本構想を行っており、昨年度、従来方式で整備する1棟の住棟の基本・実施設計を行っております。今年度、従来方式で整備するエリアの既存住棟の解体工事を実施中であり、令和7年度から新しい住棟の建設に着手する予定であります。

PFI方式による整備につきましては、令和7年度から2年間で、点線囲みのPFI法による公募に向けての процедуруアドバイザー業務委託を活用しながら実施する予定であります。そして、令和9年度から選定された民間事業者との協定締結に基づき、設計・建設工事を開始し、

基本構想では約8年を予定しております。

次回、委員の皆様にお示しする内容としましては、表の全体の部分の中ほどに示しておりますが、従来方式による建設工事とPFI手法によるアドバイザー業務に要する経費等について、令和7年度当初予算案として令和7年2月定例会に提案予定であります。

○山下委員長 執行部の説明が終了しました。

質疑はありませんでしょうか。

○松本委員 御説明ありがとうございました。管理運営のところについては切り離すという御説明でありましたけれども、一般的に管理運営まで含めたPFI方式が多い中で、今回、管理の部分を切り離されたところについて、もう少し詳しく御説明いただけないでしょうか。

○松田建築住宅課長 まず1点目ですけれども、運営管理につきましては、今、指定管理者と団地で非常に連携を取りながら、信頼関係を持ちながら進めておりますので、その分につきましては、今の指定管理者の方々に引き続き業務委託としてやっていただきたいという気持ちがございます。

また、先ほども申し上げましたとおり、BT方式の公営住宅につきましては、全国事例でも多くございまして、管理運営のない方式のほうが民間企業の方が手を挙げやすいというところがございます。また、令和5年度に民間企業の方々と意見交換を持ちまして、その際にも運営管理のほうは切り離して考えていただいたほうが、企業としては応募しやすいということでございます。

○松本委員 ありがとうございました。それでは、別の考えですが、入居者の方の移転というのが最初に取り組まれるということでした。移転をしていただくということになると、もろも

ろ条件とか、引っ越しの費用であるとか、それはあると思いますが、そのあたりについて詳しく教えていただけないでしょうか。

○松田建築住宅課長 移転につきましては、BT方式のPFIの中で委託業務として含めていく考えでございますけれども、移転料の支払い等も、その業務に含めて考えているところでございます。また、移転につきましては、PFI事業者のほうでいろいろな住戸案内ですとか、スケジュールの調整ですとか、そういったところも含めてしっかりやっていただきたいと考えております。

○松本委員 ありがとうございます。高齢者の方とか、お一人の方とかもいらっしゃるのではないかと感じますので、その点については県の担当課としてもどうぞ協力していただいて、スムーズに進むようにお願いします。

○山下委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、その他で何かありませんか。

○岩切港湾課長 午前中の委員会の中でお話がありました、福島港の岸壁損傷の和解についてであります。委員会の中でもお話がありまして、岸壁使用の許可を受けたものにつきましては、安全に使用するということはもちろん、万が一事故が起こったときには、その原状を回復する責任を持つということが本来であり、当然のことだと考えております。今後、同様な事態が発生した場合には、迅速に復旧に向けて話し合いを進めるとともに、早急に原状を回復させるよう対応してまいりたいと考えております。

○山下委員長 それでは、以上をもって県土整備部を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後1時12分休憩

午後1時16分再開

○山下委員長 それでは委員会を再開いたします。

まず、採決についてですが、委員会日程の最終日に行うことになっておりますので、5日木曜日に行いたいと思います。開会時間は13時開会としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、そのように決定いたします。

その他で何かございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長報告については、また明日、再度皆さん方から御意見があればお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、以上をもって本日の委員会を終了いたします。

午後1時16分散会

令和6年12月5日(木曜日)

午後1時25分再開

出席委員(8人)

委 員 長	山 下 寿
副 委 員 長	今 村 光 雄
委 員	外 山 衛
委 員	日 高 陽 一
委 員	安 田 厚 生
委 員	本 田 利 弘
委 員	松 本 哲 也
委 員	渡 辺 正 剛

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

事務局職員出席者

議 事 課 主 査	岩 下 恵 美
総 務 課 主 任 主 事	徳 永 采 香

○山下委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案等の採決を行います。採決の前に賛否も含めた御意見をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後1時25分休憩

午後1時25分再開

○山下委員長 委員会を再開いたします。

一括採決とすることよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは一括採決といたします。

議案第1号、議案第2号、議案第4号、議案第10号、議案第15号、議案第16号、議案第17号、議案第23号、議案第25号につきましては、原案

のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 異議なしと認めます。よって、議案第1号、議案第2号、議案第4号、議案第10号、議案第15号、議案第16号、議案第17号、議案第23号、議案第25号につきましては、原案のとおり可決するものと決定いたしました。

次に、委員長報告骨子(案)についてであります。委員長報告の項目及び内容について御要望等ありませんでしょうか。

暫時休憩いたします。

午後1時27分休憩

午後1時27分再開

○山下委員長 委員会を再開いたします。

それでは、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りします。

商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査については、継続審査といたしたいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 御異議ありませんので、この旨、議長に申し出ることといたします。

次に、1月23日木曜日に予定されております閉会中の委員会につきまして御意見を伺いたしたいと思います。

暫時休憩いたします。

午後1時28分休憩

午後1時28分再開

○山下委員長 委員会を再開いたします。

それでは、1月23日木曜日の閉会中の委員会につきましては、正副委員長に御一任いただくことで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、そのようにいたします。

最後に、その他で何かありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、以上で委員会を閉会いたします。

午後1時28分閉会

署 名

商工建設常任委員会委員長 山 下 寿

